



No. **171**

令和2年7月31日号

信濃町議会だより



ハイブッシュブルーベリー
日本で最初の商業栽培

第417回定例会 4～6月会議

- 4・5・6月会議概要…… 2～5ページ
- 賛否一覧表 …………… 5ページ
- 一般質問 …………… 6～9ページ
- 議会基本条例(案)…… 10～13ページ

- 全協だより・政策提言 …… 14ページ
- ぎかい活動365日…………… 15ページ
- わたしの出番
- 三館企画/ナウマンゾウ博物館
- …………… 16ページ

発行/信濃町議会 発行責任者/森山木の実
 編集/議会広報調査特別委員会
 〒389-1392 長野県上水内郡信濃町柏原428-2
 TEL(026)255-2212

コロナ対策で緊急開催の 5月会議／5月第2回会議そして6月会議で 総額9億3908万円を増額補正

第417回定例会4月〜6月会議

4月会議が4月27日から30日までの4日間、5月会議が5月8日から12日までの5日間、5月第2回会議が5月26日の1日のみ、そして6月会議が6月2日から12日までの11日間の日程で開催されました。この4回の会議を通じて条例改正案6件・各会計補正予算案9件など、町長提出案件17件が審議され、全て可決されました。ほかに請願案件1件・陳情案件2件と議員発議1件が審議され、採択・可決されました。なお、6月会議に行なわれた一般質問は、8名が質問に立ち町政を質しました。

条例改正

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

Q 災害や火災現場で民間の方が、ケガをした場合も補償の対象になるのですか。
A 消防法の中で定められており対象となります。Q 今までより補償が充実したとの理解でよろしいでしょうか。
A 金額的には上がっていますが、対象範囲が広がりますが、対象範囲が広がらないとされたいとされています。

国民健康保険条例の一部を改正する条例について

Q 新型コロナウイルス感染症は「濃厚接触者」に疑われた場合、経過観察期間は自宅から出られませんが、その場合は発症していなくても傷病手当の対象になるのですか。
A 濃厚接触者について、発熱など感染が疑われる方は傷病手当金の対象となります。ただし、無症状の場合については、国による支援の対象とはならないとされています。

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
Q 75歳以上の被用者について、町では対象者の人数を推定していませんか。
A 対象となる人数については、現時点で把握していません。

税条例の一部を改正する条例について
Q 税の猶予があることと延滞金が発生しないという旨をしっかりと広報していただくと町民は安心すると思います。検討をお願いします。
A 町のホームページに詳しく、申請書の様式を載せています。広報でのお知らせを検討します。

手数料徴収条例の一部を改正する条例について
Q 今回の条例改正で表現を変えたいということでしょうか。
A デジタル手続法改正によって、戸籍の附票や住民票の除票の保存期間が5年から150年に変更されました。それに伴って、今まで一緒になっていたものを分ける必要が出てきました。



後期高齢者医療保険に加入する75歳以上の方で、労働者にあたる対象者は60人程度と聞いています。
Q コロナ禍の今、あらゆる不安を払拭することが求められています。こうした状況下で後期高齢者医療保険に傷病手当金制度が創設され、町がその事務を行なうとする条例改正に賛成します。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の法改正に係わっての町税条例の一部改正であります。
この改正により、税の徴収猶予が可能になります。また、感染症の影響での指定行事の中止による料金が控除の特例を受けられるなど、コロナ対策の一環だと思えます。一日も早い収束を願っていますが、予想される2波3波へも、確実な実行と、スピーディーな対応を求めて賛成とします。

介護保険条例の一部を改正する条例について
Q 今回の減免は新型コロナウイルス感染症に伴う減免ではないのですか。
A 消費税増税に伴う減免

「特別定額給付金」で8億1400万円 「緊急経済対策給付金」で4820万円 「リモート学習システム」「県外の学生支援」etc...

免であり、新型コロナウイルス感染症に伴う減免ではありません。なお、この軽減に対しては、国から2分の1、県から4分の1、市町村が4分の1の割合で財政措置が行なわれます。

コロナ対策で超大型補正予算

賛成討論
永原 和男議員
本案は令和元年10月の消費税10%への増税により、介護保険料を軽減するものです。
介護保険加入者約3500人の内、1000人超の方が減額の対象者と推計されています。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策と、経済対策に関係する予算措置が国と県で行なわれ、信濃町でもそれを受けた一般会計補正予算が第2号・第3号・第4号として適時提出され、いずれも可決されました。
第2号補正では、国民一人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」8億1400万円や、

町民税非課税世帯で年金収入が80万円以下の方が7割軽減、年金収入が80万円超で120万円以下の方が5割軽減、年金収入が120万円超の方が3割軽減となるものです。消費税10%増税を十分にカバーする内容ではありませんが、一助になるものと考えて本案に賛成します。



特別定額給付金申請受付
定額給付金申請の臨時窓口
では、県外で生活している学生の皆さん向けに、一人当たり1万円相当の地場産品を2回贈呈する「ふるさと総合支援事業」や学校施設で

子育て世帯給付金740万円と「ひとり親家庭生活支援金」120万円などからなる住民支援対策と、自粛要請に協力し休業した観光・宿泊業者や、営業時間短縮に協力した飲食店等に県と市町村から給付される協力金1510万円と、給付対象外とされた飲食業者に対する町単独の給付金320万円からなる事業者支援対策が盛り込まれ、即日可決されました。

の換気中に、児童生徒が転落しないための改良費211万円などが盛り込まれました。
第4号補正では、中止が決定した各観光イベントへの協力金537万円の減額のほか、条例改正によって、一部の方の介護保険料を軽減する際の財政負担金861万円の支出が盛り込まれ、最終日に可決されました。

~5月会議より~ (第2号)	~5月第2回会議より~ (第3号)	~6月会議より~ (第4号)
8億9833万円の増	2800万円の増	1275万円の増
歳入 主なもの	歳入 主なもの	歳入 主なもの
○国庫補助金 8億9783万円の増	○国庫補助金 1600万円の増	○国庫補助金 1658万円の増
○県補助金 50万円の増	○基金繰入金 1200万円の増	○基金繰入金 1200万円の増
		○町債 1050万円の減 ほかに
歳出 主なもの	歳出 主なもの	歳出 主なもの
○民生費 特別定額給付金事業 8億2946万円の増	○総務費 ふるさと総合支援事業 400万円の増	○民生費 (人件費補正を除く) 介護保険事業特別会計繰入金 1267万円の増
子育て世帯臨時特別給付金事業 846万円の増	○民生費 一般経費 (保育園の感染予防対策) 347万円の増	○衛生費 病院事業会計繰入金 322万円の増
○福祉介護事業所感染防止対策 90万円の増	○消防費 新型コロナウイルス対策避難所設営事業 300万円の増	○土工費 誘客宣伝費 537万円の減
○商工観光費 緊急経済対策事業 5138万円の増	○教育費 学校整備事業 (小中合算) 211万円の増	○土木費 道の駅関連事業 568万円の増
○教育費 遠隔学習システム構築事業 377万円の増		
○就学援助費 (小中合算) 80万円の増		
		ほかに
		※補正後の合計予算 65億4908万円
		※1万円未満は四捨五入

規約の変更

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

指定管理者の指定

黒姫高原運動施設及び黒姫保健休養地指定管理者の指定について

〈指定先〉

一般社団法人 信濃町 スポーツ企画サービス

○これまで「NPO法人信濃町スポーツ企画サービス」によって管理・運営されてきましたが、この度、全ての業務を「一般社団法人信濃町スポーツ企画サービス」に譲渡し、指定管理者に応募した案件です。

反対討論

佐藤 博一 議員

先ず管理者募集の段においての拙速感に否めません。応募者の各種書類に正確さを欠き、審査のずさんが見受けられます。一般社団法人化移行については異を唱えませんが、事業譲渡及び精算については不明瞭な点があり、また、NPO設立時役員と各大学等との関係性が、新たな法人ではどう維持出来るものと思えません。これは、観光地・合宿地を掲げる町の姿勢、町民の福祉の増進に寄与出来ると思えません。運動施設と保養地を同一の条例でくくるのは無理があります。

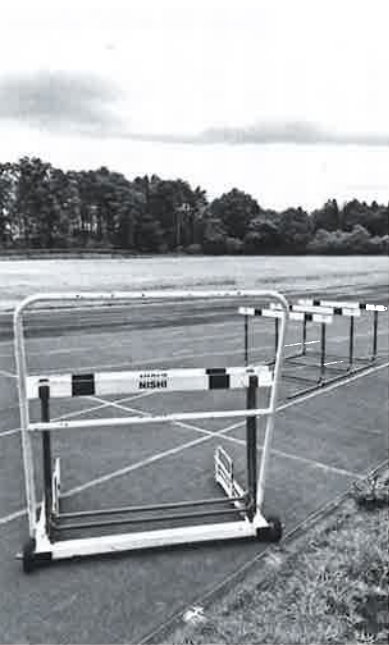
賛成討論

石川 広之 議員

今回の指定管理者については、信濃町は、黒姫高原運動施設及び黒姫保健休養地の指定管理者を公募し、管理運営を実施する団体として、一般社団法人信濃町スポーツ企画サービスの一社が応募し、信濃町の選定委員会に諮り決定をしました。町の指定管理募集要項に従い、多岐にわたり審査をしたのでは、また当然のこととして、責任と負担は当法人が十分検討し、指定管理者への応募をしました。管理体制を整え、指定管理者として適任者です。



管理棟



反対討論

佐藤 博一 議員

指定管理申請の一般社団法人は、管理運営に特化している法人でトップの意思で議決権を制限する事も可能です。また登記簿の目的に本来の業務である自主事業、イベント企画などは謳われていません。申請書の添付書類は審査され議案として提出されました。付け焼き刃ともとれる申請書を審査した委員会の責任は問われます。またスポーツに精通した人達も法人から外れるとの事で本来の趣旨である合宿誘致や町内スポーツ振興は後退します。この議案は取るに足りず反対します。

賛成討論

伊藤 博美 議員

本議案の最大の焦点は、一般社団法人信濃町スポーツ企画サービスの事業計画書及び収支予算書でありました。しかし委員会に提出された資料には総会で議決された事業計画書がなく確認することができませんでした。また、総会に提出された令和2年度活動予算書に相違がありました。事業計画書と収支予算書の不明な点も明確になりました。新しい一般社団法人は、理念に基づいて、施設の運営、施設の管理を推進することを期待し、賛成といたします。

賛成討論

湊 喜一 議員

箱根大学駅伝出場常連校が、信濃町で合宿を張る、他の大学・高校もそれに倣う。そのペースを築く大きな力になったのは、NPOスポーツ企画だと思っています。申請直前に一般社団法人に体制を変え、メンバーも替わったかの印象を受けたが、審査終了後に替わっていないと知り、営業力は衰えていないと感じます。以上のことから賛成といたしますが、今後審査における、説明はよどみなく、審査の判断基準となる資料の用意をしていただきたいと思います。賛成といたします。



コロナ関連の請願・陳情を採択

請願

新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴う諸問題についての請願書

〈請願者〉

コロナ感染拡大防止策による子ども達の安全を考慮する保護者有志の会

代表者 須藤 美奈津

出浦 洋子

(他33名)

紹介議員 青柳 秀吉

(採択)

陳情

新型コロナウイルス感染症への対応に関する陳情書

〈陳情者〉

信濃町商工会

会長 間瀬 一朗

(採択)

賛成討論

佐藤 博一 議員

昨年の豪雨災害に始まり冬の寒雪、そして新型コロナウイルス感染症と町内観光商工業者の現況は危機的状況です。町商工会としてもまた町も含め早急な経済対策は喫緊の課題としてあります。またコロナ収束後の誘客宣伝などの体制を整えてまいります。しかし町として独自の施策などが全く見られません。長の危機意識の欠如、決断力、スピード感の無さに疑問を

賛成討論

佐藤 博一 議員

持ちます。陳情提出後1ヶ月が経過し深刻な状況が進む中、切実なる陳情は賛意に値します。

賛成討論

片野 良之 議員

この陳情の願意である「制度の根幹である、高齢者が必要な医療を確保する」という観点から、現状維持に努めることは多くの住民の願いに合致したものと考えます。後期高齢者世帯の約7割が公的年金のみで生活していますが、その年金は減らされ続けています。信濃町議会として、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、この陳情を採択しようではありませんか。願いを込めて賛成するものです。

議員発議

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書

提出者 酒井 聡

(可決)

第417回定例会4月・5月・6月会議 議員・議案ごと賛否一覧表

○賛成●反対/病気・公務出張等により欠席・議決に不参加 {議長は議決に参加しない (-)}

Table with columns for session (4月, 5月, 6月), proposal number, content, and voting results for various council members.

※全会一致の48案件についてはホームページにてご確認をお願いします。



酒井 聡 議員

今後の避難所の在り方は 総務課長「過密を防ぐ対応を検討します」

庄の皆さんにも発信しました。
質問 災害時における避難所のあり方について、今後「3密」を回避することは無理なのは、総務課長 国と県の指針が示されています。避難所の過密を防ぐため、親戚宅への避難や自動車での一時避難、ホテルや旅館の活用も検討します。
質問 一人当たりの床面積が変われば収容人数の計画そのものが変わるのではないですか。
総務課長 現在、17施設を避難所に指定していますが、避難所の数を増やすことが必要です。で、先ほどのような対応を検討していきます。

質問 感染拡大防止に関して、町民に向けた周知はどう行なわれましたか。
町長 防災無線を通じて町民向けの対応を行ない、ホームページでは別

学校休業の影響は
質問 3月以降、学校の休業が行なわれ、オンライン授業の励行がされましたが、この間

新型コロナウイルス感染症予防のため、隣の座席と間隔を空けておかけになってください。

コロナ対策は3密の回避から

の児童生徒の状況はどうでしたか。
教育長 定期的な状況把握のため、宿題や手紙の受け渡しを週1回行ないました。ただ、双方向のオンライン授業については、システムが構築されておりません。
質問 遅れた授業日数を取り戻すための夏休みと冬日課の扱いを伺います。
教育長 今月末までには今後の年間行事を決定したいと考えています。(6月3日時点)

コロナウイルス感染症への対応は 町長「緊張感をもって対応します」



伊藤 博美 議員

質問 住民の生活や暮らし、生業の危機が深刻化しています。町は、どう対応してきましたか。
町長 町の基金を120

0万円ほど取り崩して対応してきました。定額給付金は、94.6%まで振り込み済みです。引き続き緊張感をもって対応していきます。
質問 特別定額給付金の受け付け、振り込みはどう対応しましたか。
住民福祉課長 誤ってチェックしてしまつた方には、電話等で確認しました。また生活保護を受けている方は税の対象にはなりません。住民登録のない方は県と相談し住民登録を作成して受け付けました。受け付けは、郵送申請2145件、窓口申請957件、オンライン申請46件でした。
質問 給付金の支給対象が、4月27日現在生存となつているため、28日以降に生まれた新生児には対象になりません。しかし自治体によっては7月



自粛期間中の道の駅

までに生まれた新生児、あるいは来年の4月1日までに生まれた新生児など、枠を広げて独自の施策で支給しています。対象の拡大を考えていますか。
町長 町独自で対象を広げる考えはありません。
質問 収束するまでの追加支援、持続給付の声にどう答えますか。
町長 要望を活動として繋げてきています。関係機関に要請行動を行なっています。

新型コロナウイルス感染症対策について 町長「スピード感をもって実施」



片野 良之 議員

質問 国が行なう子育て世帯への臨時交付金は中学生までを対象だが、高校生も同じく休校になり保護者の負担は大きくなった。給付金の対象外となつた18歳未満の子、つ

まり高校生まで町独自の給付金の検討は。
町長 正式な2次補正の内容を精査しつつ、18歳未満に対する新たな支給は現段階では考えていない。
質問 そういった(給付対象から)漏れている子ども達へ、今より踏み込んだ支援策を検討できないか改めて伺う。
町長 それぞれの自治体は、置かれている立場での判断でやっているの。他の自治体と横並びで実施する考えは持ってありません。

導入されている職場のほうが勤務時間が長い

所定の勤務時間と残業時間の比較 (月平均)

	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
変形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書「仕事特性・個人特性と労働時間」より

国立の大学附属校などでこの制度が導入されている例もありますが、長時間勤務の解消につながらず「うまくいっていない」という声が上がっています。上のように、変形労働時間制の職場のほうが勤務時間も残業時間も長いという報告もあります。

質問 町内の保護者の方から、学校の教室にエアコンを設置して欲しいとの声が寄せられました。町の対応は。
教育次長 ミスト扇風機という大型の扇風機を設置する予算措置を

教員の
変形労働時間に
対する町の見解は
質問 教員の変形労働時間の意義をどのように捉えているのか伺う。
教育長 県が条例を改正して、制度を導入することになれば、従うことになり。ただ、これは教員の過度な負担を軽減するための、働き方改革にどう取り組むかが本質と認識しています。

コロナ禍の今、 予算の見直しを 町長「予算編成に留意します」



永原 和男 議員

質問 コロナから町民の暮らしや営業を守るために、予算を見直すべきではありませんか。
町長 十分意を配りながら、予算編成に留意し対応します。
固定資産税の減免を
質問 国保税減免の根拠を示してください。
住民福祉課長 国保税条例第25条の、「町長は国民健康保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情があると認められた場合には、国民健康保険税を

減免できる」という条文によるものです。
質問 つまり「町長が、特別の事情があると認められた場合には減免できる」ということですね。
住民福祉課長 そのとおりです。
質問 固定資産税の減免について伺います。
税務会計課長 固定資産税の減免は、考えていません。
質問 固定資産税についても、減免できる条例があります。コロナで収入が落ち込んでいる方には、

固定資産税を減免すべきではありませんか。
町長 国保は減免に対し、その分国が財源の手立てをします。固定資産税についてはありません。
個人事業主に
傷病手当を
質問 国保の個人事業主に傷病手当金の支給を。
町長 私も国保加入者全員が対象になるのが筋じゃないかと思うところもあります。
質問 国は、町長の判断で減免の対象にしているとしています。
町長 全国の自治体の中には、個人事業主を支給対象にしていることは承知しています。信濃町は慎重に対応しなくてはいいけないと思っています。

国保税と固定資産税の減免を定めた条例
信濃町国民健康保険税条例
 第25条第1項
 町長は、国民健康保険税の納税者のうち災害その他特別の事情があると認められた場合には、国民健康保険税を減免することができる。
信濃町税条例
 (固定資産税の減免)
 第71条第1項第4号前3号に掲げるもののほか特別の理由により、町長が必要と認めるもの

(一般質問の記事と写真は、質問者本人が作成します。)

病院を建設する意味は 本当にありますか

町長「計画の最終段階です」



青柳 秀吉 議員



重症患者に対応できる病院に

質問 私は11年間この問題について取り組んでいますが、全くないような気がしますが、一体どうなっているのかというのが大方の意見です。

私、あちこち回ったのですが、公約で謳ってありこんな遅くなるというのはあまり知らない。

建設する 意思はありますか。また、この病院をいつまでに建設するのか。

町長 過去にさかのぼって話がありました。平成25年から、あり方検討委員会、29年からプロジェ

クト、そして今基本計画案、コンサルを含めて計画の最終段階で今進めているところなんです。

要は、医療制度のなかで、介護医療病床が令和6年3月をもって、制度が廃止になるということ、従って開院する予定としては、現行の医療制度が終了する、その時に間に合うかたちで次のステップにおける新しい病院を作っていくかきやいけないんじゃないかと進めているわけです。

指定管理申請書の 審査会解釈は

副町長「自治法、条例、規則、
募集要項で審査」



佐藤 武雄 議員

質問 指定管理者・指定申請書にNPO法人の役員継承となつていますが、審査会として、どう解釈したのでしょうか。

副町長 審査内容についての発言は控えますが、

自治法、条例、規則、募集要項などに基づき適正に審査しました。

質問 指定管理内容（役員継承）4月の申請段階と現状との乖離をどう理解しているのか。

副町長 4月13日に審査会を開催し事業譲渡契約書の案を写しとして提出していただいています。事業譲渡しなければならぬ、その方法によって事業内容が移行されるということですが、それについては口頭で確認しています。会員の状況は把握していません。また、スポーツに精通する者が

役員、会員になるという事は条件として謳っておりません。

質問 募集要項の16-4はどうなっていますか。

副町長 公の施設の設置目的を達成する為に十分な能力を有する団体である事としています。

応募 いただき審査項目に従いまして審査基準を満たし適当であると町長に報告しました。

質問 申請書と現状に齟齬があればどうするのか要綱には応募書類に虚偽の記載があった場合には失格としますとなっています。



合宿誘致が後退（令和2.6.29撮影）

感染症での 農業対応は

町長「国では、
継続補助金などの新設」

質問 感染症での農業への影響は、どのような動きになるか、国県の対応を町は把握していますか。

町長 基幹産業である農業、これから大事な時期に入ります。経費の4分の3を100万円を限度に補助されるようです。

質問 農業者が書類を作る、申請をすることは大変な仕事だと思えます。その辺の手立てはどのようになっていますか。

産業観光課長 県では、農業農村支援センターで

の相談窓口を開設しました。また、農林畜産係での相談も考えています。

質問 情報の収集を情報提供はどうですか。

産業観光課長 農業経営に関する相談など十分な情報が伝わるよう考えています。

信濃町に

二つの病院が

質問 介護医療院とはどのような体制ですか。

病院事務長 信越病院には、二つの病棟があります。一般病棟の「さくら」病棟と、療養病棟の「こすもす」病棟です。一般病棟は、全体的に医療保険が適用の病床です。療養病床については、医療保険を適用している病床と介護保険を適用の病床

があり、国は、介護保険適用病床に期限を設けました。

質問 介護医療院は、造るのですか。

町長 信越病院新築に伴い、国の新制度となり、町の病院問題のプロジェクトの中でも、介護医療院という言葉も出ています、検討中です。

質問 介護医療院は、会計、従事者などを分けて考えるのですか。

町長 大きく二つの施設になります。仮に信越病院で両者の対応をするとなれば、職員の融通、会計上も最終的にはひとつにする方法論もあると思えます。

使い勝手の 良いものを構築

町長「趣旨は理解」



佐藤 博一 議員

町の広告戦略

質問 町を表すキャッチコピーは、時代で変わりますが、一歩進めていく何かありますか。

町長 時代背景も含め、

産業観光課長 観光審議会答申に基づき、大きな柱の中で各団体の話し合いが進んでると伺っています。

福祉の公平感

質問 後期高齢者のバ

関係団体としっかりと協議することが大事です。

質問 10万円の給付金は、町に8億円、それを地元経済に落とす案はありますか。

産業観光課長 国からの予算を活用した補正で事業を進めている状況です。

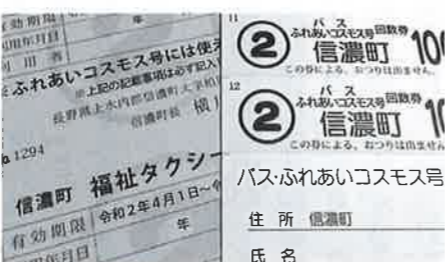
質問 町独自の経済対策、観光事業者を救うスキームが組めないか、町も幾分か出して観光業を助ける考えは。

産業観光課長 国の第二次補正後、県と市町村が連携する消費喚起に繋がる事業の話は頂いてます。

質問 観光関連予算の一本化、観光協会と振興局の業務提携の話はありますか。

産業観光課長 観光審議会答申に基づき、大きな柱の中で各団体の話し合いが進んでると伺っています。

町長 趣旨は理解しています。



買い物にも使えるようにとの声多し



石川 広之 議員

質問 感染症での農業への影響は、どのような動きになるか、国県の対応を町は把握していますか。

町長 基幹産業である農業、これから大事な時期に入ります。経費の4分の3を100万円を限度に補助されるようです。

質問 農業者が書類を作る、申請をすることは大変な仕事だと思えます。その辺の手立てはどのようになっていますか。

産業観光課長 県では、農業農村支援センターで

農林漁業者のみならずへ

〇月〇日版

経営継続補助金

〇目的
新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行うにつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

〇対象者
農林漁業者（個人・法人）
※常時従業員が20人以下
※支援機関（顧問）の支援を受ける必要があります。

〇補助上限額
・単独申請 150万円
・グループ（共同）申請 1,500万円

農業者の経営継続補助金

信濃町議会基本条例(案) ができました ご意見をお寄せください

令和2年7月31日 信濃町議会

信濃町議会は4年前から、議会基本条例を制定する取り組みを重ねて来ました。先進議会の条例も参考に議会運営委員会で、30回以上の検討を重ねました。議会全員協議会では、講師を招いた勉強会を2回開催し議員全員で勉強しました。こうした取り組みの結果、この度条例案をまとめることができました。まさに、議員による「手作り」の条例です。より良い条例にするために、町民みなさんにパブリックコメントをお願いいたします。そして、来る12月定例会に議案提出する計画です。

有益な結論に導いていく責務があります。また、議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

展に寄与することを目的とします。解説 この条例の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を行なっていくことにより、町民全体の福祉の向上を目指します。

信濃町議会基本条例(案)

前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。信濃町議会(以下「議会」という)は、議会の役割と責務に

基づき、町長その他執行機関(以下「町長等」という)と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も

第1章 総則
第1条 この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするるとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進

(基本理念)
第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、地方自治の実現に取り組みます。2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提案機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責

任を果たします。4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に行動します。5 議会は、議会機能の強化及び活性化並びに議員個々の資質を高めることに取り組み、議会力及び議員力を強化します。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。
(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視すること。
(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。
(4) 町民全体の福祉の向上のため、施策の調査研究と関係する行政機関への提言を行うこと。

かりやすい議論を行うこと。
(2) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。

の代表としてふさわしい活動をする。解説 議長は、対外的に議会を代表し、議会内部においては公正で円滑な議会運営に努めます。議員は、議員相互の討議を重んじて活動するとともに、町民に選ばれた代表であることを自覚して行動します。

解説 町政は、町民に選ばれた議員で構成する「議会」と「町長」の機関で運営されます。議会は、町長等の行政運営を監視し、お互いに緊張感を保っています。議会は、その役割を十分認識し、町民の負託にこたえなければなりません。

解説 民主的かつ効率的な議会運営に努め、自由闊達な討議を経て、町としての意思決定を行ないます。

解説 議会は、委員会において十分な審査・調査を行ない、町としての意思決定を行ないます。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(委員会及び委員長)の活動原則
第4条 信濃町議会委員会条例(昭和62年3月条例第8号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という)は、原則公開とし、次の活動を行います。
(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。
(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ中立的な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。
(2) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。
(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民

(自由討議による合意形成)
第6条 議員は議会が言論の場であることや合議制機関であることを十分認識し、議員間での自由な討議を積極的にに行います。解説 議員相互の討議を中心に議会運営を行ないます。
(議会改革及び活性化の推進)
第7条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。2 議会は、前項の改革に取り

組むため、議員で構成する議会活動活性化委員会を設置します。

解説 議会活動活性化委員会を設置することにより、町民にとり身近な議会となるよう改革・活性化を進めます。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。2 議員は、政治倫理に反する行為の疑いを持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に説明し、その責任を明らかにします。

解説 議員が町民全体の奉仕者であることを深く認識し、政治倫理に反する行動をしません。

(議員研修の充実強化)

第9条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修を実施します。2 議会活動活性化委員会は、議員研修の充実、強化に当たり、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

解説 議会は計画に基づき、広く各分野の専門家を招いた研修会を開催します。各議員は積極的に参加します。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携) 第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開、説明責任を果たします。2 議会は、本会議等の日程及び内容を、事前に町民に周知します。3 議会は、傍聴者に、議案の審議に用いる資料等を提供します。4 議会は、請願、陳情の審査においては、提出者の意見をおいては、

提出者の意見を

聴くよう努めます。

解説 議会は、町民との連携を図るために、情報公開・説明責任を果たし、広く傍聴等を町民に促し、傍聴に関して議員と同議案を配布します。請願等では町民等の意見を把握します。

(議会広報の充実)

第11条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。2 議会は、「信濃町議会だより」を発行し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。3 議会だよりの他の多様な広報手段を調査・研究します。

解説 議会だより、ホームページなどにより議会としての広報機能の充実を図り、町民の意見の把握に努め、情報通信技術等の発展を踏まえた広報手段を調査・研

究します。

第4章 町長等と議会との関係 (町長等と議会、議員の関係) 第12条 議会は、町長等と常に緊張関係を保持し、事務執行に対し監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて町政の発展に取り組みます。2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。3 議員は、町の審議会及び委員会の委員に就任しません。

解説 議会と町長等は対等であり、議会が監視機能を高め、緊張関係を保ちながら、よりよい町政に向かって議会運営に努めます。

(町長等の反問)

第13条 町長等は、議長又は委員長

及び質問に対して、反問することができません。

解説 町長等は論点、争点を確認し、的確な答弁ができるよう、議員の質疑や質問について反問することができません。

第5章 適正な議会機能

(議長、副議長志願者の所信表明) 第14条 議会は、議長、副議長

の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に本会議場において所信を表明する機会を設けます。

解説 議長及び副議長の議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高めるために所信表明の機会を設けます。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。2 議長は、議会事務局の職員

人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

解説 議会事務局は、議会に関する事務を行ない、議会の政策立案能力の向上を支援するため、機能の強化、組織体制の整備を図ります。

第6章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定

しません。

2 議会及び議員は、この条例を遵守します。

解説 この条例を議会における最高規範に位置付け、議会に関する条例などの制定・改正については、この条例の趣旨を尊重します。

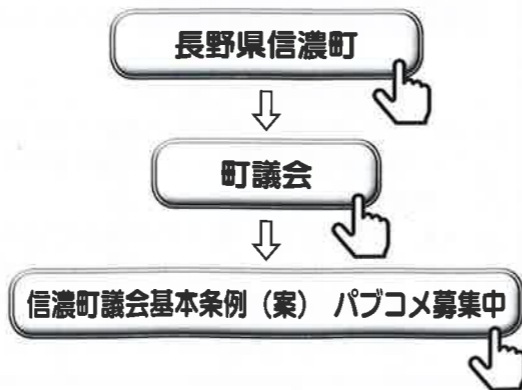
(検証及び見直し手続)

第17条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

解説 この条例の目的が達成されているかどうかを毎年検証し、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めた適正な措置を講じます。

附則 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

ホームページでもご覧いただけます



「信濃町議会基本条例(案)」にご意見をお寄せください。住所・氏名をご記入の上、令和2年9月15日までに、手紙・はがき・FAX・メールによりお寄せください。〒389-1392 信濃町柏原 428-2 議会事務局宛 FAX (026) 255-3081 メール gikai@town.shinano.lg.jp

ぎかい活動365日

— 4月から6月までの主なもの —



安心して傍聴できます

議会運営委員会は、「議会活動のあり方等に関する調査・研究について」として、災害時の議会の行動や傍聴規則の改正の2項目について議長から諮問を受けました。



委員会の活動

皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。また、お気軽に議会傍聴においで下さい。
送り先：信濃町柏原 428-2 FAX 255-3081
— 議会広報調査特別委員会 —
委員長・佐藤武雄 副委員長・酒井 聡
委員・永原和男・片野良之
・外谷孝司・佐藤博一

信濃町議会のコロナ対策

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、信濃町議会では、先進地視察等の行事の延期を行なっています。

- 当議会では、マスクの着用・手指の消毒を徹底することのほか
- ①本会議での理事者等と行政委員の出席は、必要最低限にする。
 - ②理事者席の間隔を大きくとる。
 - ③委員会審査の会場は、出席人数によっては役場第1会議室を使用する。
 - ④傍聴席の間隔を確保し、席数は15席用意しています。
- などの対策を行なっています。



議場に入る前も、消毒を徹底しています

また、一般質問については、これまでと変わりなく行なっていますが、質問者は質問通告書を丁寧にまとめ、答弁者（行政委員も含む）を明確に指名することとしました。

表紙の写真

1300本のブルーベリーを栽培される伊藤利定さん。
49年前に先代が日本で最初にハイブッシュブルーベリー栽培を始めました。

編集後記

コロナ騒ぎも一段落...と思いきや、予断を許さない状況へと後戻りの心配が漂っています。気を緩めず議会活動をお伝えしていきます。(片)

全協 全員協議会だより

信越病院再整備事業

建設場所は旧柏原小学校跡地で検討

6月11日開催の全員協議会で、信越病院再整備事業の概要の説明を受けました。現行の介護療養病床制度の法律上の廃止が、令和6年3月末となっており、令和6年度中の移転、令和7年度開院のスケジュールと共に想定される施設概要などが、コンサルティング会社から町に示され、内容について議会へ説明となった次第です。

シヨン科

建設場所による費用

比較は、現敷地内建設は、埋蔵文化財調査費及び土壌汚染調査対策費がかさむ事、更に解体に係る費用が、旧小学校校舎に對し1.5倍となるなどの算出の結果です。
敷地面積 現敷地の約2.5倍
延床面積 現病院の8割程度などです。
移転には、病院利用者、駐車場問題、費用の面など多くのメリットがあるとの説明を受けました。

様々な形態を検討した結果とのこと。

□介護事業

訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導は継続実施。
法律上制度廃止の介護療養病床については、近隣の介護事業所との連携などとなります。

□スケジュール

今後、調査、設計事務所選定、建築工事と3年以上を要す予定です。

政策提言の回答

昨年の12月議会に提出した政策提言について、6月9日付で回答が示されました。

1. 公共交通について
 - (1) 路線バス車両の老朽化に対し、事業者と協議し更新すること。
 - A. 路線バス運行委託事業者から、今後更新について検討すると伺っています。
 - (2) 信濃町地域公共交通協議会の構成員に一般公募も加えること。
 - A. 利用者のアンケートを実施していることから見直しは考えていません。
 - (3) ふれあいコスモス号の利便性の向上と利用者増を図ること。
 - A. 今後、老年人口も減少に転じる見込みであるため、公共交通の確保・維持に向け、運行の見直しや効率化を進める中で利用者増に努めます。
 - (4) 運転免許証の自主返納者への更なる特典等を検討・実施すること。
 - A. 運賃割引制度により、路線バス・ふれあいコスモス号を半額で利用いただけます。今後、利便性を検討しハードルを下げたいと考えます。
 - (5) 公共交通の評価検証を行ない、福祉有償運送も含め町全体の交通網体制の見直しに着手すること。
 - A. データ集計等で評価検証を実施しています。現行の計画期間は令和3年までですが「地域公共交通計画」策定を進める必要があります。
2. 介護医療院への転換について
 - (1) 第8期介護保険事業計画に介護医療院の開設を明記し、準備を行なわれない。
 - (2) 病院建設に当たっては介護医療院の併設を前提に、開設要件について担当部署が横断的な情報交換を求める。
 - A. (共通して) 収支の検証から給与水準の問題、また、地方交付税の適用外になるため、大幅な赤字が見込まれることから転換が困難となりました。介護医療院に代わるサービスを提供すべく「看護小規模多機能型居宅介護事業施設」や「小規模多機能型居宅介護事業施設」のほか町内と近隣介護事業者と連携した受け入れについて、介護保険事業計画に明記し推進します。

こんにちは

でほん わたしの出番です

ハーモニカの音色に魅せられた酒井 節子さんと
古海に移住して、8年目に入った今村 政幸さんの登場です。



音色に癒されて

古間 酒井 節子さん

私の今の生活は、仕事半分、趣味半分と時間に余裕のある落ち着いた暮らしをしています。

数年前に病気になる、激しい運動が出来なくなりました。スポーツが大好きだった私は、とてもシヨックでした。そんな

時に出会ったのがハーモニカです。ハーモニカの音色は、落ち込んだ心を癒してくれました。「この指とまれ☆しなのハーモニカ教室」に参加し、その魅力にはまっています。

くなる私の心を癒してくれたのもハーモニカの音色でした。
私は、まだまだ未熟ですが、いつか人の心を癒せるような演奏をしたいです。
そしてこれからも、先生と仲間達と楽しくハーモニカを吹き続けていきたいです。



わがままな日々

古海 今村 政幸さん

改めて数えると18回。生まれ育った広島の前田舎を飛び出し古海の里に落ち着くまでに引越して転居した回数である。

古海の自然との生活に慣れると、それまで15年間の海外生活を含め実にせわしない日々を送って

きたことに気付く。
田舎から逃げるように都会に出たわたしですが、定年を前に、これからどうする、と自問した果てに選んだのは田舎暮らしでした。
わたしの毎日はわがままなもので、好きなこと、やりたいことのみする、

嫌なことはいらない、というのに尽きます。好きな時間に起きて、わずかなばかりの畑に好きな野菜を育てる。シーズンになれば、子供のときから好きだった野球のお世話に走り回る。
こんなわたしを温かく包んでくれる古海の自然が永遠ならんことを願う。



三館企画 野尻湖発掘でもっとも 有名な化石 「月と星」



「月と星」ナウマンゾウの牙とオオツノジカの角
野尻湖発掘調査団提供

1973年(昭和48年)3月に行なわれた第5次発掘のおり、野尻湖底から見事なオオツノジカの角(掌状角・しようじょうかく)とナウマンゾウの牙(切歯・せつし)が4万年前の地層から、寄り添うように見つかった。発見したのは、大阪の中学生グループで、大きな歓喜が上がったのは言うまでもない。今までのオオツノジカの角のイメージを一変させるりっぱな角で、緩やかに曲ったナウマンゾウの牙とは数cmしか離れていない。その見事な形から、牙を三日月に、角を星に例えて「月と星」というニックネームで親しまれている。この発見でナウマンゾウとオオツノジカが野尻湖で一緒に住んでいたことが証明された。なぜこのような形で見つかったのか。「野尻湖人の祭りの後ではないか」「ナウマンゾウとオオツノジカが戦っていた?」「いやいや偶然だよ」。議論は尽きない。いやがうえにも今後の発掘に期待が高まる化石である。

野尻湖ナウマンゾウ博物館 館長 近藤 洋一